

2019年度いとなみの軸関連検討業務の概要

1 業務名

2019年度いとなみの軸関連検討業務

2 業務の背景及び目的

創成東地区は、開拓期において札幌のものづくりの場として重要な役割を担ってきた歴史があり、今も昔ながらの趣のある建物などが点在している。また、近年は、創成川公園の整備による創成川通東西の回遊性の向上により、ものづくりの文化と共に様々な都市機能の利便性を享受できる魅力的な地区となっており、人口も急増しているところ。

札幌市では、当地区について、平成23年1月に策定した「さっぽろ都心まちづくり戦略」において都心まちづくりの「重点地区」に位置付けたほか、当地区のまちづくりを支える展開軸として、東4丁目線を「いとなみの軸」に位置づけ、まちづくりを進めてきた。

この東4丁目線については、道路事業として段差区間の解消に向けた調整が進められているところだが、平成29年度と同業務において、沿道地権者や当地区の住民、事業者等と展開軸としての在り方について協議を行うなかで、人々が立ち寄りたと思える魅力的な居場所を人の動線上につくることにより、回遊性の向上や賑わいの創出を目指す「プレイスメイキング」に注目し、検討を進めることとなった。

平成30年度には、上記の検討を踏まえて企画した、東4丁目線の在り方やプレイスメイキングの取組の効果等を検証する実証実験「創成東『まちのリビング』」を実施した。また、同実験の検証結果を踏まえ、さらなるプレイスメイキングの展開を図るため、地区の町内会関係者や事業者、エリアマネジメント団体による「創成東地区プレイスメイキング研究会（以下「研究会」という。）」を立ち上げて検討を進めた結果、当地区でプレイスメイキングを展開する際には、いとなみの軸の将来像を見据えた沿道における居場所づくりや魅力づくり、特に子どもを対象とした地区への愛着を育む取組、まちなかの空間の新しい使い方の創出といった視点を持って取り組んでいくこととしている。

本業務は、このような過年度の検討結果を踏まえ、持続的なプレイスメイキングの展開に向けた実証実験のほか、研究会の運営や財源確保策の検討等を行うものである。

3 業務内容

(1) 研究会の開催

- ・研究会を開催、運営する（5回程度）。
- ・他都市において持続的に展開されているプレイスメイキングの取組事例など、研究会が効率的・効果的にプレイスメイキングの研究・検討を進めていくための情報収集を行う。
- ・研究会の配布資料と開催報告書を作成する。

(2) いとなみの軸を中心とした空間活用に係る実証実験の実施

「平成30年度いとなみの軸関連検討業務」においてとりまとめられた地域住民等の意見や上記研究会での議論を踏まえ、創成東地区における地区の魅力・活力の創出や地域価値の向上につながる実証実験の内容を検討し、実施する。

ア 実証実験の実施規模等について

- ・時期：6月～9月中
- ・範囲：東4丁目線を中心とした創成東地区内
- ・実施スケジュールの作成。
- ・実験中に行う具体的コンテンツについての検討。

イ 実証実験の実施について

実証実験で実施するコンテンツについての調整や、関係機関・企業等との調整、実施に係る周知、必要な機材等の準備、当日の運営を行う。

ウ 実証実験の開催結果に係る効果検証について

- ・プレイスメイキングの取組について、地区の魅力・活力の創出や地域価値の向上、課題解決に資する手法や財源確保策を調査・検討すること。

(3) 研究会の運営体制確立に向けた検討の支援

実験結果を基に、研究会が持続的に活動していくための財源確保策を含む運営体制のあり方を提案するとともに、研究会での検討を支援すること。

(4) 今年度の取組について、地区内外への発信・今後の展開に係る検討を目的としたフォーラムの開催（1回程度）

ア フォーラムの事前周知（チラシ作成を含む）と当日の運営を行う。

イ フォーラムの配布資料を作成する。

ウ フォーラムの結果をとりまとめた「札幌都心まちづくり通信(創成東)」を作成し、地区内に配布する。

(5) 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめる。

4 業務規模

4,400千円を上限額とする（消費税及び地方消費税10%を含む。）

- ※ 平成28年11月18日に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」等により、消費税及び地方消費税の税率が、業務完了日において10%に引き上げられていることが見込まれるため、適用税率を10%としている。なお、消費税引き上げ延期等により、業務完了日の適用税率が10%でない場合は、別途、改定契約書の取り交わしを行う。

- ※ この金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 履行期間

契約締結の日から令和2年3月27日（金）まで

6 成果品

- (1) 報告書：A4 縦、カラー両面印刷（枚数制限無し） 3 部
- (2) 報告書概要版：A3 横 2 枚以内、カラー片面印刷 3 部
- (3) 電子データ：上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-R）で 1 組提出
- (4) チラシ等発行物

7 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
 - ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)(2)(3)(4)(5)を満たす必要があることに注意すること。
 - ※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。
 - ※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

8 企画提案を求める項目

- (1) 研究会の開催について
研究会が持続的なプレイスメイキングの展開に向けて、効率的・効果的に研究・検討を進めていくにあたり必要な情報及びその収集方法について提案すること。また、研究会員の機運を高め、多くの参画を得ていくために取り入れるべき視点や議論のテーマ、開催方法について提案すること。
- (2) いとなみの軸を中心とした空間活用に係る実証実験の実施内容について
実証実験の実施に際し、その効果が実証実験の実施範囲に留まらず、地区の回遊性の向上と地区全体への賑わいの波及を実現できるような内容について提案すること。また、その周知方法や実証実験の検証に係る効果的な手法についても提案すること。
- (3) 研究会の運営体制について
財源確保策を含む研究会の持続的な運営体制の実現に必要な視点について、具体的に提案すること。

(4) 本業務のロードマップについて

いとなみの軸を中心とした空間活用に係る実証実験や、研究会・フォーラムの開催等、今年度行う業務について、そのスケジュールを提案すること。

(5) 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

9 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4縦、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書(積算書)(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課(5階南側)

(3) 提出期限

令和元年5月13日(月) 12:00【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

- (イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。
- (ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。
- (エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

イメージパース作成、エリアマネジメント推進、協議会等立ち上げ・運営業務など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

- (ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。
- (イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 「創成川以東地区まちづくり構想～創成川以東地区まちづくり会議からの提言～」

イ 「創成東地区まちづくりの基本的な考え方」

ウ 「創成東地区リノベーションまちづくり推進業務」報告書（平成 28 年度）

エ 「いとなみの軸関連検討業務」報告書（平成 29 年度）

オ 「平成 30 年度いとなみの軸関連検討業務」報告書（平成 30 年度）

※ 参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、上記資料を上記（2）提出先にて提供する。

10 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式 5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に FAX 又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「2019 年度いとなみの軸関連検討業務 質問書」とし、令和元年 5 月 9 日（木）12：00 まで受け付けるものとする。

FAX：011-218-5112

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

公平を期すため、質問票による質問内容は随時札幌市都心のまちづくりのウェブサイト内（URL：<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/>）にて公開する（質問を行った者の氏名は公表しない）。なお、意見の表明と解されるもの等については、

回答しないことがある。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「2019年度いとなみの軸関連検討業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1者30分（説明20分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 令和元年5月14日（火）

イ 最終審査（ヒアリング） 令和元年5月17日（金）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

(1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。

(2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。

(3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)、(2)及び(3)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。

- (4) 企画提案への参加者が1社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
<p>(1) 研究会の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究会が持続的なプレイスメイキングの展開に向けて、効率的・効果的に研究・検討を進めていくために必要な情報及びその収集方法について、具体的な提案となっているか。 研究会員の機運を高め、多くの参画を引き出すような有益性のある提案となっているか。 	20
<p>(2) いとなみの軸を中心とした空間活用に係る実証実験の実施内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域との連携や特に子どもを対象とした地区への愛着を育む取組など、平成30年度業務の成果を踏まえた、地区の回遊性の向上と地区全体への賑わいの波及につながる有効な提案となっているか。 	25
<p>(3) いとなみの軸を中心とした空間活用に係る実証実験の周知と検証方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区の事業者や住民に対し、積極的に参加を促すような周知方法の提案となっているか。 創成東地区での持続的なプレイスメイキングの展開を見据えた、効果的な検証方法の提案となっているか。 	10
<p>(4) 研究会の運営体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> 財源確保策を含む研究会の持続的な運営体制の実現に必要な視点について、実現性・実効性のある提案となっているか。 	15
<p>(5) 本業務のロードマップについて</p> <ul style="list-style-type: none"> いとなみの軸を中心とした空間活用に係る実証実験や、研究会・フォーラムの開催等、今年度行う業務について、実現性・実効性のある提案となっているか。 業務履行期間内に十分執行可能なロードマップとなっているか。 	10
<p>(6) 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。 業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。 	10
<p>(7) 独自提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の目的を達成するにあたり、独自性のある効果的な提案があるか。 	10
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者履行

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課
担当：松本（拓）、山田 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112